

JR東海労ニュース

No.1025

2008年3月17日

JR東海労働組合

名古屋地方検察庁

記事の内容は事実ではない、誤報である！

3月10日付朝日新聞夕刊に出された記事について、弁護士を通じて名古屋地方検察庁に確認したところ、「記事の内容は事実ではなく、誤報である」との回答があった。

即刻私たちは、このような事実無根の記事に対して抗議し、申し入れを行った。



朝日新聞社に対して 嚴重な抗議と申し入れ

朝日新聞名古屋本社 社会部長 殿

2008年3月14日

記

東京都大田区山王4-21-5
山王ハイブ101号
電話03-5743-2562

ジェイアール東海労働組合（JR東海労働組合）
執行委員長 萩原光廣

貴紙掲載記事に関する申し入れ

貴紙は、3月10日夕刊紙面で「JR東海労組事件」「幹部、一両日中に起訴」「窃盗罪地検、黙秘を重視」との見出しで、JR東海が窃盗容疑で愛知県警に告訴した現在捜査中の事件に関する報道を行いました。その中で、「名古屋地検は一両日中にも同労組幹部（45）を窃盗罪で起訴する方針を固めた」「幹部が黙秘しているうえ、内部資料の内容が同労組のホームページ上に掲載されるなどした経緯を重視し、公判請求に踏み切る」「幹部は任意の事情聴取に対し、黙秘しているという」などと報じています。

この報道は、事件を捜査している名古屋地方検察庁しか知らない捜査内容と方針を断定して記載し、読者の誤解を招き、ジェイアール東海労働組合及び関係者への誤った印象を植えつけ、さらに人権をも侵害するような報道です。

ジェイアール東海労働組合は、代理人弁護士を通じて名古屋地方検察庁に記事で書かれているような内容を発表したのか問い合わせたところ、「記事の内容は事実ではない、誤報である」「記事が出されて以降、現在において起訴していないことを見れば、『一両日中に起訴』という報道は事実でないことは明らかである」と言っています。このことから、記事の内容は事実無根であることが明らかです。

さらに記事では、名古屋地方検察庁が「黙秘をしているうえ、内部資料の内容が同労組のホームページ上に掲載されるなどした経緯を重視し、公判請求に踏み切る」と報道し、権利として認められている黙秘することを問題であるかのように報じています。また、「内部資料のコピーを盗んだとされる」ことが事実であるかのような印象と、それを押し隠すために黙秘しているかのような印象を強く与えるものです。

したがって、ジェイアール東海労働組合は、貴紙の記事に嚴重に抗議すると共に、以下の点について釈明を求めます。3月19日までに書面で回答して下さい。

1. 名古屋地方検察庁は、貴社の記事について「事実ではない、誤報である」としています。このことから、記者の記事は虚偽を記載したこととなります。虚偽の記事を掲載したことについて、強く抗議すると共に文書による速やかな謝罪を求めます。また、誤報に対する訂正記事と謝罪文の掲載を強く求めます。
2. 憲法や法律に定められた「黙秘権」そのものを否定するような記事内容が書かれています。釈明を求めます。
3. 現在捜査中の事件であるにもかかわらず、事実に基づかない報道をすることは、捜査に重要な影響を及ぼすことになりかねません。また、人権をも侵害することにつながります。釈明を求めます。
4. ジェイアール東海労働組合の執行委員長名を、記事では「JR東海労働組合（萩原光廣委員長）」と書いていますが、正しくは「萩原光廣」です。貴社には、記者会見で名刺をお渡ししています。したがって、情報提供者からの誤った情報をそのまま報道しているものと思われます。訂正と謝罪を求めます。
5. 記事の情報源についてお聞かせ下さい。また、記事を執筆した担当記者の氏名をお聞かせ下さい。

以上